

## 第VI部 中国の労働安全衛生基準について

この第VI部では、中国の労働安全衛生法制上、最も重要なものの一つとされている安全生産法（原文では「中华人民共和国安全生产法」。最終改正は、2014年8月31日に改正（改正法の施行は同年12月1日）及び職業病防治法（原文では「中华人民共和国职业病防治法」。最終改正は、2016年7月2日及び2017年11月2日に改正（この法律の改正の施行は、2016年9月1日））について取り上げる。

### ○1 安全生産法（原文では「中华人民共和国安全生产法」）について

2021年10月時点では、中国国務院の関連する英国版のARCHIVEのウェブサイト（“Law of the People’s Republic of China on Work Safety”

[http://english.www.gov.cn/archive/laws\\_regulations/2014/08/23/content\\_281474983042179.htm](http://english.www.gov.cn/archive/laws_regulations/2014/08/23/content_281474983042179.htm)）では、“Law of the People’s Republic of China on Work Safety”, Updated: Aug 23, 2014, 6:16 PM, npc.gov.c（中華人民共和国労働安全法：最終更新2014年8月23日午後6時16分版）として掲載されています。

### ○2 職業病防治法（原文では「中华人民共和国职业病防治法」）について

2021年10月時点では、中国国務院の関連する英国版のARCHIVEのウェブサイトには、同法の英語版テキストは、掲載されていません。

そこで、本稿では、次のとおり、中国の安全生産法についてはVI-1-1として、2018年1月に、日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所が該当するウェブサイト（[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/law/pdf/invest\\_066\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_066_jp.pdf)）

又は

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/law/pdf/invest\\_066\\_jp.pdf#search=https%3A%2F%2Fwww.jetro.go.jp%2Fext\\_images%2Fworld%2Fasia%2Fcn%2Flaw%2Fpdf%2Finvest\\_066\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_066_jp.pdf#search=https%3A%2F%2Fwww.jetro.go.jp%2Fext_images%2Fworld%2Fasia%2Fcn%2Flaw%2Fpdf%2Finvest_066_jp.pdf)）

で同法の日本語仮訳を掲載していることを紹介します。（なお、この資料は仮訳であり、原典は中国人民代表大会のウェブサイト（[http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2014-11/13/content\\_1892156.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2014-11/13/content_1892156.htm)：2021年10月21日に変更がないことを確認しました。）で掲載されている中国語版原典を参照されたい。なお、2018年3月に緊急管理部に統合された中国安全生産管理監督総局が2018年1月現在でそのウェブサイト：<http://www.chinasafety.gov.cn/fgzc/fl/>で公開していましたが、現在ではこのウェブサイトは機能していません。）

また、この中国の「労働安全法」の改正の内容等については、「中国の安全生産に関する法令整備の最新状況 国家安全生産監督管理総局弁公庁」として、2017年11月7日に神戸市で開催された「第5回日中安全衛生シンポジウム」において「中国の安全生産に関する法令整備の最新状況 国家安全生産監督管理総局弁公庁」及び「中国の現行の安全生産監督管理体制」として講演が行われているので、この第VI部の参考資料として別途掲載している。

おって、中国の労働安全衛生に関する他の重要な法律には、「中華人民共和国鉱山安全法（原文では「中华人民共和国矿山安全法」）があり、同様に2018年3月に緊急管理部に統合された中国安全生産管理監督総局の関連するウェブサイト中国語の原文（2009年修正本）が公開されているが、日本では実質的に鉱山はあまり操業していないので、本稿では掲載しないこととした。

### VI-1-1 安全生産法

同法の日本語仮訳（日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所仮訳）がダウンロードできるウェブサイトのアドレスは、次のとおりであるので、必要に応じて参照されたい。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/law/pdf/invest\\_066\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_066_jp.pdf)

又は、

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/law/pdf/invest\\_066\\_jp.pdf#search=https%3A%2F%2Fwww.jetro.go.jp%2Fext\\_images%2Fworld%2Fasia%2Fcn%2Flaw%2Fpdf%2Finvest\\_066\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_066_jp.pdf#search=https%3A%2F%2Fwww.jetro.go.jp%2Fext_images%2Fworld%2Fasia%2Fcn%2Flaw%2Fpdf%2Finvest_066_jp.pdf)

## VI-1-2 職業病防治法

職業病防治法（原文では「中华人民共和国职业病防治法」。最終改正は、2016年7月2日及び2017年11月2日に改正（この法律の改正の施行は、2016年9月1日））については、次のとおり、「中国語原文—日本語仮訳」として紹介することとしている。しなしながら、この日本語仮訳については、関係者の方々の理解の一助にするために作成したものであって、同法の法律的な意味については、あくまでも中国語の原典に依拠していただかなければならないことをお断りしておく。

中国語原文	日本語仮訳
<p>中华人民共和国职业病防治法（2017年11月4日修正版）  2017年12月12日 来源：安全监管总局职业安全健康监督管理局  <a href="http://www.chinasafety.gov.cn/fgzc/fl/201712/t20171212_139172.shtml">http://www.chinasafety.gov.cn/fgzc/fl/201712/t20171212_139172.shtml</a>  （資料作成者注：2021年10月時点ではこのアドレスは機能していません。次のアドレスで中国語原典は入手できます。）  <a href="https://baike.baidu.com/item/%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E8%81%8C%E4%B8%9A%E7%97%85%E9%98%B2%E6%B2%BB%E6%B3%95/396481">https://baike.baidu.com/item/%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E8%81%8C%E4%B8%9A%E7%97%85%E9%98%B2%E6%B2%BB%E6%B3%95/396481</a></p>	<p>中華人民共和国職業病予防法（改正2017年11月4日）  2017年12月12日出典：安全監督管理総局の労働安全衛生監督管理局  （ダウンロードできるウェブサイトは、左欄のとおりである。）</p>
<p>（2001年10月27日第九届全国人民代表大会常务委员会第二十四次会议通过。根据2011年12月31日第十一届全国人民代表大会常务委员会第二十四次会议《关于修改〈中华人民共和国职业病防治法〉的决定》第一次修正。根据2016年7月2日第十二届全国人民代表大会常务委员会第二十一次会议《关于修改〈中华人民共和国节约能源法〉等六部法律的决定》第二次修正。根据2017年11月4日第十二届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议《关于修改〈中华人民共和国会计法〉等十一部法律的决定》第三次修正。）</p>	<p>（平成13年10月27日第9回全国人民代表大会常任委員会第24回会合で採択）2011年12月31日第11回全国人民代表大会常任委員会第24回会議の改正 2016年7月2日第12回全国人民代表大会第21回常任委員会第21回「中華人民共和国省エネルギー法改正について」によると、「中華人民共和国の職業病予防及び管理に関する決定」が初めて改正された。六法案のその他の改正案第201回11月4日第12回全国人民代表大会常設委員会第30回会合の決定によれば、「中華人民共和国会計法」を含む11法の改正については、3番目の改正案。）</p>
<p>中华人民共和国主席令  第四十八号  《全国人民代表大会常务委员会关于修改〈中华人民共和国节约能源法〉等六部法律的决定》已由中华人民共和国第十二届全国人民代表大会常务委员会第二十一次会议于2016年7月2日通过，现予公布。</p> <p>《全国人民代表大会常务委员会关于修改〈中华人民共和国节约能源法〉等六部法律的决定》对《中华人民共和国节约能源法》、《中华人民共和国水法》、《中华人民共和国防洪法》、《中华人民共和国职业病防治法》、《中华人民共和国航道法》所作的修改，自公布之日起施行；  对《中华人民共和国环境影响评价法》所作的修改，自2016年9月1日起施行。</p>	<p>中華人民共和国国家主席令第48号</p> <p>2016年7月2日、第12回全国人民代表大会常設委員会第21回会合では、「中華人民共和国省エネルギー法に関する6法律の改正に関する全国人民代表大会常設委員会の決定」が採択された。</p> <p>「中華人民共和国省エネルギー法に関する6法改正に関する全国人民代表大会常設委員会決定」「中華人民共和国省エネルギー法」、「中華人民共和国水道法」、「中華人民共和国洪水管理法」、「中華人民共和国職業病防止法」、「中華人民共和国水路法」の公布の日付からの変更 「中華人民共和国の環境影響評価法」の改正は、2016年9月1日に施行される。</p>
<p>目 录  第一章 总 则  第二章 前期预防  第三章 劳动过程中的防护与管理  第四章 职业病诊断与职业病病人保障</p>	<p>目次  第1章 総則  第2章 事前予防  第3章 労働過程における保護と管理  第4章 職業病診断と職業病患者の保護</p>

第五章 监督检查 第六章 法律责任 第七章 附 则	第 5 章 監督と検査 第 6 章 法的責任 第 7 章 附則
第一章 总 则	第 1 章 総則
第一条 为了预防、控制和消除职业病危害，防治职业病，保护劳动者健康及其相关权益，促进经济社会发展，根据宪法，制定本法。	第 1 条 この法律は、職業病の予防、管理、排除、職業病の予防と治療及び労働者の健康並びにその権利及び利益の保護、経済社会の発展の促進を目的として憲法に従って制定されている。
第二条 本法适用于中华人民共和国领域内的职业病防治活动。  本法所称职业病，是指企业、事业单位和个体经济组织等用人单位的劳动者在职业活动中，因接触粉尘、放射性物质和其他有毒、有害因素而引起的疾病。  职业病的分类和目录由国务院卫生行政部门会同国务院安全生产监督管理部门、劳动保障行政部门制定、调整并公布。	第 2 条 この法律は、中華人民共和国内の職業病予防及び管理活動に適用される。  この法律で使用される「職業病」という用語は、企業、機関、個人経済団体を含む使用者の職場における粉じん、放射性物質その他の毒性及び有害な要素へのばく露によって引き起こされる疾病を指す。  職業病の分類及び目録は、国務院の衛生管理部門が、国務院の生産安全監督管理部門と労働社会保障行政部門とともに策定、調整、公布するものとする。
第三条 职业病防治工作坚持预防为主、防治结合的方针，建立用人单位负责、行政机关监管、行业自律、职工参与和社会监督的机制，实行分类管理、综合治理。	第 3 条 職業病予防及び管理は、予防志向の原則、予防及び管理の統合、使用者責任、行政機関の監督、業界の自己規律、被雇用者の参加と社会監督の仕組み、機密管理及び包括的な管理を実施する。
第四条 劳动者依法享有职业卫生保护的权利。 用人单位应当为劳动者创造符合国家职业卫生标准和卫生要求的工作环境和条件，并采取措施保障劳动者获得职业卫生保护。  工会组织依法对职业病防治工作进行监督，维护劳动者的合法权益。用人单位制定或者修改有关职业病防治的规章制度，应当听取工会组织的意见。	第 4 条 労働者は、法律に従って職業上の健康保護の権利を有する。 使用者は、国内の労働衛生基準及び健康要件に従って労働者の労働環境及び労働条件を作り出し、労働者が労働衛生上の保護を得られるようにするための措置を取るものとする。  労働組合組織は、法律に従って職業病の予防と治療を監督し、労働者の合法的権利と利益を守る。
第五条 用人单位应当建立、健全职业病防治责任制，加强对职业病防治的管理，提高职业病防治水平，对本单位产生的职业病危害承担责任。	第 5 条 使用者は、職業病の予防及び管理のための責任体制を確立し、改善し、職業病の予防及び治療の管理を強化し、職業病の予防及び治療の水準を上げ、その事業によって引き起こされる職業病の責任を負う。
第六条 用人单位的主要负责人对本单位的职业病防治工作全面负责。	第 6 条 使用者の主たる責任者は、当該部門の職業病の予防及び治療に全責任を負うものとする。
第七条 用人单位必须依法参加工伤保险。  国务院和县级以上地方人民政府劳动保障行政部门应当加强对工伤保险的监督管理，确保劳动者依法享受工伤保险待遇。	第 7 条 使用者は、法律に基づき労働災害保険に加入しなければならない。 国務院と県レベル以上の地方自治体の労働社会保障行政部門は、労働災害保険の監督と管理を強化し、被雇用者が労働災害保険の利益を法律に従って享受できるようにする。
第八条 国家鼓励和支持研制、开发、推广、应用有利于职业病防治和保护劳动者健康	第 8 条 国家は、職業病の予防と保護、労働者の健康を助長する新技術、新しいプロセス、新

<p>的新技术、新工艺、新设备、新材料，加强对职业病的机理和发生规律的基础研究，提高职业病防治科学技术水平；积极采用有效的职业病防治技术、工艺、设备、材料；限制使用或者淘汰职业病危害严重的技术、工艺、设备、材料。</p> <p>国家鼓励和支持职业病医疗康复机构的建设。</p>	<p>しい機器、新素材の研究、開発、促進、応用を奨励し、支援し、職業病のメカニズムと法律の基礎研究を強化し、職業病の予防と治療のレベルを改善し、制御し、効果的な職業病予防技術、技術、設備、材料を積極的に採用し、重大な職業上の危険を伴う技術、プロセス、設備、材料の使用を制限する。</p> <p>国家は、職業病の医療リハビリテーション施設の建設を奨励し、支援する。</p>
<p>第九条 国家实行职业卫生监督制度。</p> <p>国务院安全生产监督管理部门、卫生行政部门、劳动保障行政部门依照本法和国务院确定的职责，负责全国职业病防治的监督管理工作。国务院有关部门在各自的职责范围内负责职业病防治的有关监督管理工作。</p> <p>县级以上地方人民政府安全生产监督管理部门、卫生行政部门、劳动保障行政部门依据各自职责，负责本行政区域内职业病防治的监督管理工作。县级以上地方人民政府有关部门在各自的职责范围内负责职业病防治的有关监督管理工作。</p> <p>县级以上人民政府安全生产监督管理部门、卫生行政部门、劳动保障行政部门（以下统称职业卫生监督管理部门）应当加强沟通，密切配合，按照各自职责分工，依法行使职权，承担责任。</p>	<p>第9条 国家は、労働衛生監督制度を実施する。</p> <p>国务院の生産安全監督管理部門、保健行政部門、労働・社会保障行政部門は、この法律と国务院によって定められた職務と責任に基づき、職業病予防と管理の全責任を負うものとする。国务院の関連部門は、それぞれの責任分野における職業病予防と管理の監督と管理を担当する。</p> <p>県レベル以上の地方自治体の生産安全監督管理部門、保健行政部門、労働・社会保障行政部門は、それぞれの職務に従って、それぞれの行政分野における職業病予防と管理の監督と管理を担当する。県レベル以上の地方自治体の関連部門は、それぞれの責任範囲内での職業病予防の監督及び管理を担当するものとする。</p> <p>県レベル以上の人民政府の生産安全監督管理部門、保健行政部門、労働社会保障部門（以下、「職業衛生監督管理部門」という。）は、意思疎通を強化し、密接に協力し、それぞれの職務に応じて業務を分担し、法律に従って機能と権限を行使する。</p>
<p>第十条 国务院和县级以上地方人民政府应当制定职业病防治规划，将其纳入国民经济和社会发展规划，并组织实施。</p> <p>县级以上地方人民政府统一负责、领导、组织、协调本行政区域的职业病防治工作，建立健全职业病防治工作体制、机制，统一领导、指挥职业卫生突发事件应对工作；加强职业病防治能力建设和服务体系建设，完善、落实职业病防治工作责任制。</p> <p>乡、民族乡、镇的人民政府应当认真执行本法，支持职业卫生监督管理部门依法履行职责。</p>	<p>第10条 国务院及び県レベル以上の地方自治体の政府は、職業病予防及び管理計画を策定し、それらを国家経済及び社会開発計画に組み入れ、その実施を組織する。</p> <p>県レベル以上の地方自治体の政府は、それぞれの行政分野における職業病予防及び管理作業のリーダーシップ、組織、調整を担当し、職業病の予防及び治療のためのシステム及び仕組みを確立し、及び改善し、職業病の緊急事態に対するリーダーシップ及び直接対応を調整する。</p> <p>郷区、民族区、地方の町の人民政府は、この法律を誠実に実施し、職業衛生監督管理部門が法律に従って職務を遂行するのを支援する。</p>
<p>第十一条 县级以上人民政府职业卫生监督管理部门应当加强对职业病防治的宣传教育，普及职业</p>	<p>第11条 県レベル以上の人民政府の職業衛生監督管理部門は、職業病の予防及び治療に関する広報及び教育の強化、職業病の予防及び治療に関する知識の普及、職業病の予防及び治療の概念</p>

<p>病防治的知识，增强用人单位的职业病防治观念，提高劳动者的职业健康意识、自我保护意识和行使职业卫生保护权利的能力。</p>	<p>の強化を行い、労働者の労働衛生意識、自己保護意識と職業上の健康保護の権利を行使する能力を高める。</p>
<p>第十二条 有关防治职业病的国家职业卫生标准，由国务院卫生行政部门组织制定并公布。</p> <p>国务院卫生行政部门应当组织开展重点职业病监测和专项调查，对职业健康风险进行评估，为制定职业卫生标准和职业病防治政策提供科学依据。</p> <p>县级以上地方人民政府卫生行政部门应当定期对本行政区域的职业病防治情况进行统计和调查分析。</p>	<p>第 12 条 国务院衛生行政部門は、職業病の予防及び管理のための職業上の衛生基準を策定し公表するものとする。</p> <p>国务院の保健行政部門は、職業上の健康リスクを評価するための重要な職業病の監視と特別調査を組織し、労働衛生基準、職業病予防及び管理政策の策定に科学的根拠を提供する。</p> <p>県レベル以上の地方自治体の保健行政部門は、行政区域の職業病の予防及び管理に関する統計及び調査を定期的実施するものとする。</p>
<p>第十三条 任何单位和个人有权对违反本法的行为进行检举和控告。有关部门收到相关的检举和控告后，应当及时处理。</p> <p>对防治职业病成绩显著的单位和个人，给予奖励。</p>	<p>第 13 条 すべての生産経営単位及び個人は、この法律の違反を報告し、告発する権利を有する。関連する報告や告発を受けた後、関連部門は速やかに対応しなければならない。</p> <p>職業病の予防と治療において優れた業績をあげた生産経営単位及び個人には褒賞が与えられる。</p>
<p><b>第二章 前期预防</b></p>	<p><b>第 2 章 事前予防</b></p>
<p>第十四条 用人单位应当依照法律、法规要求，严格遵守国家职业卫生标准，落实职业病预防措施，从源头上控制和消除职业病危害。</p>	<p>第 14 条 使用者は、法令の要件に従って、国内の労働衛生基準を厳格に遵守し、職業病予防措置を実施し、職場での疾病の危険性を排除する。</p>
<p>第十五条 产生职业病危害的用人单位的设立除应当符合法律、行政法规规定的设立条件外，其工作场所还应当符合下列职业卫生要求：</p> <p>(一) 职业病危害因素的强度或者浓度符合国家职业卫生标准；</p> <p>(二) 有与职业病危害防护相适应的设施；</p> <p>(三) 生产布局合理，符合有害与无害作业分开的原则；</p> <p>(四) 有配套的更衣间、洗浴间、孕妇休息间等卫生设施；</p> <p>(五) 设备、工具、用具等设施符合保护劳动者生理、心理健康的要求；</p> <p>(六) 法律、行政法规和国务院卫生行政部门、安全生产监督管理部门关于保护劳动者健康的其他要求。</p>	<p>第 15 条 職業性疾病の有害要因を発生させる使用者の設立には、法律及び行政規定に定める設立条件に加えて、以下の職業衛生要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 職業病の危害因子の強度又は濃度は、国家の労働衛生基準を満たす。</p> <p>(2) 職業病の危害防止に適合する施設。</p> <p>(3) 生産レイアウトは合理的であり、有害な作業と無害な作業との分離の原則が満たされる。</p> <p>(4) ロッカールーム、浴室、妊婦用トイレ等の衛生設備がある。</p> <p>(5) 機器、工具、器具及びその他の設備は、労働者の身体的及び精神的健康の保護のための要件に適合していること。</p> <p>(6) その他の法律、行政規則、国务院の保健行政部門と安全生産監督管理部門の労働者の健康を守るためのその他の要件。</p>
<p>第十六条 国家建立职业病危害项目申报制度。</p> <p>用人单位工作场所存在职业病目录所列职业病的危害因素的，应当及时、如实向所在地安全生产监督管理部门申报危害项目，接受监督。</p> <p>职业病危害因素分类目录由国务院卫生行政部门会同国务院安全生产监督管理部门制</p>	<p>第 16 条 国家は職業病の危害項目の宣言制度を確立する。</p> <p>安全生産監督管理部門は、雇用（事業）単位の職場における職業病カタログに記載されている職業病の危険因子がある場合には、その危険物を地元の生産安全監督管理部門にタイムリーに報告し、監督を受けなければならない。</p> <p>職業病の有害要因の分類されたカタログは、国务院の保健管理部門が国务院の生産安全監督管理</p>

<p>定、调整并公布。职业病危害项目申报的具体办法由国务院安全生产监督管理部门制定。</p>	<p>部門と連携して策定、調整、発表するものとする。 職業病の有害項目宣言に関する具体的な措置は、国務院の生産安全監督管理部門が策定するものとする。</p>
<p>第十七条 新建、扩建、改建建设项目和技术改造、技术引进项目（以下统称建设项目）可能产生职业病危害的，建设单位在可行性论证阶段应当进行职业病危害预评价。</p> <p>医疗机构建设项目可能产生放射性职业病危害的，建设单位应当向卫生行政部门提交放射性职业病危害预评价报告。卫生行政部门应当自收到预评价报告之日起三十日内，作出审核决定并书面通知建设单位。</p> <p>未提交预评价报告或者预评价报告未经卫生行政部门审核同意的，不得开工建设。</p> <p>职业病危害预评价报告应当对建设项目可能产生的职业病危害因素及其对工作场所和劳动者健康的影响作出评价，确定危害类别和职业病防护措施。</p> <p>建设项目职业病危害分类管理办法由国务院安全生产监督管理部门制定。</p>	<p>第 17 条 新しく建設され、拡張され、再建された建設プロジェクト及び技術変革と技術導入プロジェクト（以下、総称して「建設プロジェクト」という。）は、労働災害が発生する可能性がある場合に、建設部門は、実現可能性実証段階で労働災害の事前評価を実施するものとする。</p> <p>医療機関の建設プロジェクトが放射性的職業病の危険を引き起こす可能性がある場合は、工事部門は放射性的職業上の危険に関する事前評価報告書を行政部門に提出しなければならない。</p> <p>保健行政部門は、事前評価報告書を受領した日から 30 日以内に、監査決定を行い、書面で建設部門に通知しなければならない。事前評価報告書が提出されていない場合又は事前評価報告書が保健行政部門によって審査され承認されていない場合は、建設は開始しないものとする。</p> <p>労働災害の事前評価報告書は、建設プロジェクトで発生する可能性のある労働災害と職場及び労働者の健康への影響を評価し、危険区分及び職業病予防措置を決定しなければならない。</p> <p>建設プロジェクトにおける職業病災害の分類のための措置は、国務院の生産安全監督管理部門によって策定されるものとする。</p>
<p>第十八条 建设项目的职业病防护设施所需费用应当纳入建设项目工程预算，并与主体工程同时设计，同时施工，同时投入生产和使用。</p> <p>建设项目的职业病防护设施设计应当符合国家职业卫生标准和卫生要求；其中，医疗机构放射性职业病危害严重的建设项目的防护设施设计，应当经卫生行政部门审查同意后，方可施工。</p> <p>建设项目在竣工验收前，建设单位应当进行职业病危害控制效果评价。</p> <p>医疗机构可能产生放射性职业病危害的建设项目竣工验收时，其放射性职业病防护设施经卫生行政部门验收合格后，方可投入使用；其他建设项目的职业病防护设施应当由建设单位负责依法组织验收，验收合格后，方可投入生产和使用。安全生产监督管理部门应当加强对建设单位组织的验收活动和验收结果的监督核查。</p>	<p>第 18 条 建設プロジェクトの職業病予防施設の費用は、建設プロジェクトの予算に含まれ、主プロジェクトと同時に設計され、建設され、生産され、使用されるものとする。</p> <p>建設プロジェクトの職業病予防施設の設計は、国内の職業衛生基準及び衛生要件を満たすものとする。その中において医療機関で深刻な放射線職業病を伴う建設プロジェクトのための防護施設の設計は、建設前に保健行政部門によって審査され、承認されなければならない。</p> <p>建設プロジェクトが完了し承認される前に、建設部門は職場災害管理の効果を評価するものとする。</p> <p>放射性疾病を引き起こす可能性のある建設プロジェクトの建設が医療機関によって完了され、受け入れられた場合は、放射線防護装置は健康管理部門によって検査され、承認されるまで使用されないものとする。その後、生産と使用が可能になる。安全生産監督管理部門は、工事単位で整備された検査及び受入活動及び受理結果の監督及び検証を強化するものとする。</p>

<p>第十九条 国家对从事放射性、高毒、高危粉尘等作业实行特殊管理。具体管理办法由国务院制定。</p>	<p>第 19 条 国家は、放射性、高毒性、高リスクの粉じん及びその他の作業の特別な管理を行うものとする。 具体的な管理措置は、国務院によって策定されるものとする。</p>
<p><b>第三章 劳动过程中的防护与管理</b></p>	<p><b>第 3 章 労働過程における保護と管理</b></p>
<p>第二十条 用人单位应当采取下列职业病防治管理措施：          (一) 设置或者指定职业卫生管理机构或者组织，配备专职或者兼职的职业卫生管理人员，负责本单位的职业病防治工作；          (二) 制定职业病防治计划和实施方案；          (三) 建立、健全职业卫生管理制度和操作规程；          (四) 建立、健全职业卫生档案和劳动者健康监护档案；          (五) 建立、健全工作场所职业病危害因素监测及评价制度；          (六) 建立、健全职业病危害事故应急救援预案。</p>	<p>第 20 条 使用者は、以下の職業病予防及び管理措置を採択するものとする。          (1) 職業病管理機関又は組織を設立し、又は指定し、職業病の予防及び治療を自らの部署で担当するために常勤又はパートタイムの労働衛生管理担当者を雇用する。          (2) 職業病予防計画及び実施計画の策定。          (3) 労働安全衛生マネジメントシステムと作業手順を確立し改善する。          (4) 職業上の健康記録及び労働者の健康監視ファイルの確立及び改善。          (5) 職場における職場災害のモニタリングと評価システムを確立し改善する。(6) 職業病事故の緊急救助計画を策定し、改善する。</p>
<p>第二十一条 用人单位应当保障职业病防治所需的资金投入，不得挤占、挪用，并对因资金投入不足导致的后果承担责任。</p>	<p>第 21 条 使用者は、職業病の予防及び治療に必要な資金の投資を保証し、独占したり、横領したりしてはならず、不十分な資金の結果に対する責任を負うものとする。</p>
<p>第二十二条 用人单位必须采用有效的职业病防护设施，并为劳动者提供个人使用的职业病防护用品。          用人单位为劳动者个人提供的职业病防护用品必须符合防治职业病的要求；不符合要求的，不得使用。</p>	<p>第 22 条 使用者は、効果的な職業病予防施設を採用し、労働者に個人用保護具を提供しなければならない。          個々の労働者のために使用者が提供する職業病予防用品は、職業病の予防及び治療のための要件を満たさなければならず、要件を満たさない場合は使用してはならない。</p>
<p>第二十三条 用人单位应当优先采用有利于防治职业病和保护劳动者健康的新技术、新工艺、新设备、新材料，逐步替代职业病危害严重的技术、工艺、设备、材料。          用人单位为劳动者个人提供的职业病防护用品必须符合防治职业病的要求；不符合要求的，不得使用。</p>	<p>第 23 条 使用者は、職業病の予防、治療及び労働者の健康を守るための新技術、新設備及び新材料の採用を優先し、職業病によって深刻な危機にさらされている技術、プロセス、設備及び材料を徐々に置き換える。          個々の労働者のために使用者が提供する職業病予防用品は、職業病の予防及び治療のための要件を満たさなければならず、要件を満たさない場合は使用してはならない。</p>
<p>第二十四条 产生职业病危害的用人单位，应当在醒目位置设置公告栏，公布有关职业病防治的规章制度、操作规程、职业病危害事故应急救援措施和工作场所职业病危害因素检测结果。          对产生严重职业病危害的作业岗位，应当在其醒目位置，设置警示标识和中文警示说明。警示说明应当载明产生职业病危害的种类、后果、预防以及应急救治措施等内容。</p>	<p>第 24 条 職業上の疾病の危険を生む雇用単位は、職業病の予防及び治療に関する規程及び規則、操作規程、職業病緊急救助措置並びに作業場の職業病危害の試験結果を公表するために掲示板を目立つ場所に置くものとする。          重大な職業上の疾病の危険を引き起こす仕事の部署には、目立つ場所に警告の印と中国語の警告の指示を与えなければならない。警告の指示には、労働災害の種類、結果、予防及び緊急時の処置方法を明記しなければならない。</p>
<p>第二十五条 对可能发生急性职业损伤的有毒、有害工作场所，用人单位应当设置报警装置，配置现场急救用品、冲洗设备、应急撤离通道和必要的泄险区。</p>	<p>第 25 条 使用者は、急性の職業性疾病が発生する可能性のある有毒又は有害な作業場の場合には、警報装置を設置し、現場の応急処置用品、洗浄装置、緊急避難路及び必要な避難区域を設定するものとする。</p>



<p>对放射工作场所和放射性同位素的运输、贮存，用人单位必须配置防护设备和报警装置，保证接触放射线的工作人员佩戴个人剂量计。</p>	<p>放射線作業場と放射性同位体の輸送と保管のために、使用者は、放射線にばく露される労働者が個人線量計を着用するように保護装置と警報装置を設定しなければならない。</p>
<p>对职业病防护设备、应急救援设施和个人使用的职业病防护用品，用人单位应当进行经常性的维护、检修，定期检测其性能和效果，确保其处于正常状态，不得擅自拆除或者停止使用。</p>	<p>職業病予防装置、緊急救助施設及び個人が使用する個人保護装置については、定期的な保守点検を実施し、定期的にその性能及び効果をテストし、正常な状態であることを保証することとし、無断で取り除いたり、又は停止したりしてはならない。</p>
<p>第二十六条 用人单位应当实施由专人负责的职业病危害因素日常监测，并确保监测系统处于正常运行状态。</p> <p>用人单位应当按照国务院安全生产监督管理部门的规定，定期对工作场所进行职业病危害因素检测、评价。检测、评价结果存入用人单位职业卫生档案，定期向所在地安全生产监督管理部门报告并向劳动者公布。</p> <p>职业病危害因素检测、评价由依法设立的取得国务院安全生产监督管理部门或者设区的市级以上地方人民政府安全生产监督管理部门按照职责分工给予资质认可的职业卫生技术服务机构进行。职业卫生技术服务机构所作检测、评价应当客观、真实。</p> <p>发现工作场所职业病危害因素不符合国家职业卫生标准和卫生要求时，用人单位应当立即采取相应治理措施，仍然达不到国家职业卫生标准和卫生要求的，必须停止存在职业病危害因素的作业；职业病危害因素经治理后，符合国家职业卫生标准和卫生要求的，方可重新作业。</p>	<p>第 26 条 使用者は、特別な者の責任の下にある職業病の危険性について毎日監視を行い、監視システムが正常に機能していることを確認しなければならない。</p> <p>使用者は、国務院の安全生産監督管理部門の規定に従って、職場における職業病の危険性の検査と評価を定期的実施しなければならない。試験と評価の結果は、使用者の労働安全衛生ファイルに保管され、定期的に現地の安全生産監督管理部門に報告され、労働者に発表されるものとする。</p> <p>職業病の危険因子の検出と評価は、国務院の承認を受け、国務院の安全生産監督管理部門又は地方自治体の安全生産監督管理部門が担当する部門に応じて取得した労働衛生技術サービス機関によって行われるものとする。職業保健技術サービス機関の試験と評価は、客観的かつ真実でなければならない。</p> <p>職場の職業病の危険因子が国内の職業衛生基準と健康要件を満たしていないと判明した場合は、使用者は、対応する管理措置を直ちに講じなければならない。</p> <p>職場の職業病の危険因子が国内の職業衛生基準と健康要件を、依然満たしていないならば、使用者は、職業病の危険性についてはそれが処理され、国の労働衛生基準及び衛生要件を満たした後でなければ再作業できない。</p>
<p>第二十七条 职业卫生技术服务机构依法从事职业病危害因素检测、评价工作，接受安全生产监督管理部门的监督检查。安全生产监督管理部门应当依法履行监督职责。</p>	<p>第 27 条 産業保健技術サービス機関は、法律に従って職業病の危険性の検査と評価に従事しなければならない。安全生産監督管理部門による監督と検査の対象となる。安全生産監督管理部門は、法律に従って監督業務を遂行する。</p>
<p>第二十八条 向用人单位提供可能产生职业病危害的设备的，应当提供中文说明书，并在设备的醒目位置设置警示标识和中文警示说明。警示说明应当载明设备性能、可能产生的职业病危害、安全操作和维护注意事项、职业病防护以及应急救治措施等内容。</p>	<p>第 28 条 使用者が職業病の危険をもたらす可能性のある機器を備えている場合は、中国語のマニュアルを提供し、機器の目立つ位置に警告サインと中国語の警告指示を設定しなければならない。警告の指示には、機器の性能、起こり得る職業上の危険、安全な運用と保守のための注意事項、職業病の防止および緊急時の措置が記載されていなければならない。</p>
<p>第二十九条 向用人单位提供可能产生职业病危害的化学品、放射性同位素和含有放射性物质的材料的，应当提供中文说明书。说明书应当载明产品特性、主要成份、存在的有害因素、可能产生的危害后果、安全使用注意事项、职业病防护以及应急救治措施等内容。产品包装应当有醒目的警示标识和中文警示说明。贮存上述材料的场所应</p>	<p>第 29 条 使用者が職業病の危険をもたらす可能性のある化学物質、放射性同位体及び放射性物質を含む材料を提供する場合は、中国語のマニュアルを提供するものとする。取扱説明書には、製品の特性、主な成分、有害な要因、起こり得る有害な結果、安全上の注意、職業病予防及び緊急治療措置を記載するものとする。製品の包装には、目立つ警告サインと中国語の警告指示が</p>

<p>当在规定的部位设置危险物品标识或者放射性警示标识。</p> <p>国内首次使用或者首次进口与职业病危害有关的化学材料，使用单位或者进口单位按照国家规定经国务院有关部门批准后，应当向国务院卫生行政部门、安全生产监督管理部门报送该化学材料的毒性鉴定以及经有关部门登记注册或者批准进口的文件等资料。</p> <p>进口放射性同位素、射线装置和含有放射性物质的物品的，按照国家有关规定办理。</p>	<p>なければならない。上記の材料が保管されている場所には、指定された場所に危険物の識別又は放射性的警告サインを付けなければならない。</p> <p>中国で初めて、又は職業病の危険に関連する化学物質を初めて輸入する場合は、使用者又は輸入者は、国の規制に従って国务院の関連部門による承認の後、化学物質の毒性識別及び関係部署による輸入登録又は承認された書類等の情報を国务院の健康管理部門及び安全生産監督管理部門に提出する。</p> <p>放射性同位元素、放射線装置及び放射性物質を含む物品の輸入は、関連する国家の規制に従って取り扱われるものとする。</p>
<p>第三十条 任何单位和个人不得生产、经营、进口和使用国家明令禁止使用的可能产生职业病危害的设备或者材料。</p>	<p>第 30 条 国家によって禁止され、職業病の危害をもたらす可能性のある機器又は材料を製造、操作、輸入又は使用することはできない。</p>
<p>第三十一条 任何单位和个人不得将产生职业病危害的作业转移给不具备职业病防护条件的单位和个人。不具备职业病防护条件的单位和个人不得接受产生职业病危害的作业。</p>	<p>第 31 条 職業病の危害の原因となる業務を、職業病予防条件を持たない事業単位や個人に譲渡することはできない。職業病保護条件を持たない事業単位及び個人は、職業病の危険を引き起こす業務を受け入れてはならない。</p>
<p>第三十二条 用人单位对采用的技术、工艺、设备、材料，应当知悉其产生的职业病危害，对有职业病危害的技术、工艺、设备、材料隐瞒其危害而采用的，对所造成的职业病危害后果承担责任。</p>	<p>第 32 条 使用者は、使用されている技術、工程、設備及び材料から生じる職業病の危険性を認識し、職業病の危険性をなくす技術、工程及び材料を使用しなければならず、危害の結果に対する責任を負わなければならない。</p>
<p>第三十三条 用人单位与劳动者订立劳动合同（含聘用合同，下同）时，应当将工作过程中可能产生的职业病危害及其后果、职业病防护措施和待遇等如实告知劳动者，并在劳动合同中写明，不得隐瞒或者欺骗。</p> <p>劳动者在已订立劳动合同期间因工作岗位或者工作内容变更，从事与所订立劳动合同中未告知的存在职业病危害的作业时，用人单位应当依照前款规定，向劳动者履行如实告知的义务，并协商变更原劳动合同相关条款。</p> <p>用人单位违反前两款规定的，劳动者有权拒绝从事存在职业病危害的作业，用人单位不得因此解除与劳动者所订立的劳动合同。</p>	<p>第 33 条 使用者が労働者と労働契約（雇用契約も含む。以下同じ。）を締結する場合は、労働者に労働災害の危険性とその結果、労働災害防止措置及び労働過程で生じる可能性のある治療について正しく通知する。そして労働契約には、それを隠したり、詐欺したりしてはいけないと述べられているものとする。</p> <p>労働契約中に締結された労働契約において労働者が職業病の危険性について通知されていない操作に従事したときは、使用者は前項の規定により被雇用者に真実の通知義務を負うものとする。そして元の労働契約の関連条件を変更するために交渉するものとする。</p> <p>使用者が前二項の規定に違反した場合は、労働者は職業病の危険の操作に従事することを拒否する権利を有し、使用者は労働者と締結した労働契約を解除してはならない。</p>
<p>第三十四条 用人单位的主要负责人和职业卫生管理人员应当接受职业卫生培训，遵守职业病防治法律、法规，依法组织本单位的职业病防治工作。</p>	<p>第 34 条 使用主任者及び産業衛生管理職員は、産業衛生の訓練及び職業病の予防及び治療に関する法令を遵守し、法に従って自単位の職業病の予防及び管理を組織する。</p>
<p>用人单位应当对劳动者进行上岗前的职业卫生培训和在岗期间的定期职业卫生培训，</p>	<p>使用者は、雇用前に労働衛生訓練を、雇用中には定期的に労働衛生訓練を実施し、労働衛生知識</p>

<p>普及职业卫生知识，督促劳动者遵守职业病防治法律、法规、规章和操作规程，指导劳动者正确使用职业病防护设备和个人使用的职业病防护用品。</p> <p>劳动者应当学习和掌握相关的职业卫生知识，增强职业病防范意识，遵守职业病防治法律、法规、规章和操作规程，正确使用、维护职业病防护设备和个人使用的职业病防护用品，发现职业病危害事故隐患应当及时报告。</p> <p>劳动者不履行前款规定义务的，用人单位应当对其进行教育。</p>	<p>を普及させ、職業病防止のための法律、規則及び作業手順を順守し、労働災害防止機器を正しく使用し、そして個人使用のための職業病予防製品を使用するように労働者に働きかける。</p> <p>労働者は、関連する労働衛生知識を習得し、職業病予防意識を高め、職業病予防法、規制及び操作手順を遵守し、職業病予防機器及び個人の職業病予防製品を正しく使用し、及び維持し、職業病の危険の隠れた危険性は適切な時期に報告されるものとする。</p> <p>労働者が前項の義務を履行しなかった場合は、使用者は労働者を教育しなければならない。</p>
<p>第三十五条 对从事接触职业病危害的作业的劳动者，用人单位应当按照国务院安全生产监督管理部门、卫生行政部门的规定组织上岗前、在岗期间和离岗时的职业健康检查，并将检查结果书面告知劳动者。职业健康检查费用由用人单位承担。</p> <p>用人单位不得安排未经上岗前职业健康检查的劳动者从事接触职业病危害的作业；不得安排有职业禁忌的劳动者从事其所禁忌的作业；对在职业健康检查中发现有与所从事的职业相关的健康损害的劳动者，应当调离原工作岗位，并妥善安置；对未进行离岗前职业健康检查的劳动者不得解除或者终止与其订立的劳动合同。</p> <p>职业健康检查应当由取得《医疗机构执业许可证》的医疗卫生机构承担。卫生行政部门应当加强对职业健康检查工作的规范管理，具体管理办法由国务院卫生行政部门制定。</p>	<p>第 35 条 職業病の危険を伴う職業に従事する労働者については、使用者は、国務院の労働安全監督管理部局及び保健管理部局の規定に従って、労働衛生健診を就業前、就業中及び就業後に計画し、検査する。その結果は労働者に書面で通知されるものとする。労働衛生健診の費用は使用者が負担する。</p> <p>使用者は、職業病の危険のある職業に就く前に職業健康診断を受けていない労働者を手配してはならない；職業的な禁忌を持つ労働者はその禁忌された操作を実施するように配置されてはならない；労働衛生検診中に職業に関連して健康被害を受けたことが判明した労働者は、元の業務から除外し、適切に配置転換されるものとする。</p> <p>職を離れる前に職業健康診断を受けていない労働者は、労働契約を解除し、又は終了することはできないものとする。労働衛生健診は、医療機器実務許可証を取得した医療機関及び健康機関によって行われるものとする。保健管理部門は、労働衛生検査業務の標準化された管理を強化し、具体的な管理措置は、国務院の保健管理部門によって策定されるものとする。</p>
<p>第三十六条 用人单位应当为劳动者建立职业健康监护档案，并按照规定的期限妥善保存。</p> <p>职业健康监护档案应当包括劳动者的职业史、职业病危害接触史、职业健康检查结果和职业病诊疗等有关个人健康资料。</p> <p>劳动者离开用人单位时，有权索取本人职业健康监护档案复印件，用人单位应当如实、无偿提供，并在所提供的复印件上签章。</p>	<p>第 36 条 使用者は、労働者のための労働安全衛生監視記録を作成し、規定の期限に従って保管しなければならない。</p> <p>労働安全衛生監視記録には、労働者の労働歴、職業性の有害因子へのばく露歴、労働衛生健診の結果並びに職業病の診断及び治療のような関連する個人の健康情報が含まれていなければならない。</p> <p>労働者が使用者を去るときは、自分の労働衛生監視記録産業保健のコピーを要求する権利を持っている。使用者は、それを誠実にそして補償なしで提供し、提供されたコピーに署名しなければならない。</p>
<p>第三十七条 发生或者可能发生急性职业病危害事故时，用人单位应当立即采取应急救援和控制措施，并及时报告所在地安全生产监督管理部门和有关部门。安全生产监督</p>	<p>第 37 条 急性職業病の危険が発生し、又は発生しようとした場合は、使用者は直ちに緊急救助及び管理措置を講じ、現地の安全生産監督管理部門及び関連部門に適時に報告しなければならない</p>

<p>管理部门接到报告后，应当及时会同有关部门组织调查处理；必要时，可以采取临时控制措施。卫生行政部门应当组织做好医疗救治工作。</p> <p>对遭受或者可能遭受急性职业病危害的劳动者，用人单位应当及时组织救治、进行健康检查和医学观察，所需费用由用人单位承担。</p>	<p>い。報告を受けた安全生産管理監督部門は、関連部署と適時に調査・取扱いを組織し、必要に応じて臨時の管理措置を講ずることができる。保健管理部門は、良い医療を計画しなければならない。</p> <p>急性職業病の危険を被っているか、又は被っている可能性のある労働者については、使用者は速やかに治療を組織し、健康診断及び医学的観察を行い、費用は使用者が負担するものとする。</p>
<p>第三十八条 用人单位不得安排未成年工从事接触职业病危害的作业；不得安排孕期、哺乳期的女职工从事对本人和胎儿、婴儿有危害的作业。</p>	<p>第 38 条 使用者は、若年労働者が職業病の危険に従事するよう手配してはならず、妊娠中又は授乳中の女性労働者は、自分自身や胎児及び乳児に有害な操作に従事することを許可されてはならない。</p>
<p>第三十九条 劳动者享有下列职业卫生保护权利：</p> <p>（一）获得职业卫生教育、培训；</p> <p>（二）获得职业健康检查、职业病诊疗、康复等职业病防治服务；</p> <p>（三）了解工作场所产生或者可能产生的职业病危害因素、危害后果和应当采取的职业病防护措施；</p> <p>（四）要求用人单位提供符合防治职业病要求的职业病防护设施和个人使用的职业病防护用品，改善工作条件；</p> <p>（五）对违反职业病防治法律、法规以及危及生命健康的行为提出批评、检举和控告；</p> <p>（六）拒绝违章指挥和强令进行没有职业病防护措施的作业；</p> <p>（七）参与用人单位职业卫生工作的民主管理，对职业病防治工作提出意见和建议。用人单位应当保障劳动者行使前款所列权利。因劳动者依法行使正当权利而降低其工资、福利等待遇或者解除、终止与其订立的劳动合同的，其行为无效。</p>	<p>第 39 条 労働者は、以下の労働安全衛生上の権利を享受する。</p> <p>（1）職業上の健康教育及び訓練を受ける。</p> <p>（2）職業健康診断、職業病の診断と治療、リハビリ等の職業病の予防と治療のサービスを受ける。</p> <p>（3）職場で取られるべき職業病の危険因子、危害の結果及び職業病の予防措置を理解する。</p> <p>（4）個人的な使用のための職業病防護用品と予防と治療の要件を満たす職業病防護施設を提供すること及び労働条件を改善することを使用者に要求すること。</p> <p>（5）職業病予防法及び規制並びに生命を脅かす行動の違反を批判し、訴追し、告発すること。</p> <p>（6）職業病予防措置を講じずに違法な指示及び操作を命令することを拒否すること。</p> <p>（7）使用者の産業保健活動の民主的管理に参加し、職業病の予防と治療に関する意見と提案を提供する。使用者は、労働者が前項の権利を行使することを保証しなければならない。</p> <p>法律に従って労働者が合法的な権利を行使した場合に、給料や福利厚生等を減額したり、労働契約を解除し、又は終了したりしたときは、その行動は無効になる。</p>
<p>第四十条 工会组织应当督促并协助用人单位开展职业卫生宣传教育和培训，有权对用人单位的职业病防治工作提出意见和建议，依法代表劳动者与用人单位签订劳动安全卫生专项集体合同，与用人单位就劳动者反映的有关职业病防治的问题进行协调并督促解决。</p> <p>工会组织对用人单位违反职业病防治法律、法规，侵犯劳动者合法权益的行为，有权要求纠正；产生严重职业病危害时，有权要求采取防护措施，或者向政府有关部门建议采取强制性措施；发生职业病危害事故时，有权参与事故调查处理；发现危及劳动</p>	<p>第 40 条 労働組合組織は、使用者が労働安全衛生の宣伝及び教育訓練を実施することを監督し、及び支援し、使用者の職業病予防及び管理業務について意見及び提案をする権利を有する。使用者は、労働者によって反映された職業病の予防と治療に関連する問題の解決を調整し、監督するものとする。</p> <p>労働組合組織は、職業病の予防と管理に関する法律と規制の違反及び労働者の合法的な権利と利益の侵害の是正を求める権利を有し、重大な職業病の危険が発生した場合には保護措置を取るか、関連政府部門に強制措置を取るよう勧告する権利を有する。職業性傷害が発生した場合は、その事故の調査と取扱いに参加する権利；労働者の生命と健康を危険にさらすことが判明した場</p>

<p>者生命健康的情形时，有权向用人单位建议组织劳动者撤离危险现场，用人单位应当立即作出处理。</p>	<p>合は、危険な現場から避難するよう労働者を組織することを使用者に勧告する権利がある。</p>
<p>第四十一条 用人单位按照职业病防治要求，用于预防和治理职业病危害、工作场所卫生检测、健康监护和职业卫生培训等费用，按照国家有关规定，在生产成本中据实列支。</p>	<p>第 41 条 使用者は、職業病の予防及び治療の要件に従って、職業病の危険の予防と治療、職場における衛生試験、健康診断及び労働衛生訓練を関連する国内の規則に従って行わなければならない。その費用は、製造原価に含まなければならない。</p>
<p>第四十二条 职业卫生监督管理部门应当按照职责分工，加强对用人单位落实职业病防护管理措施情况的监督检查，依法行使职权，承担责任。</p>	<p>第 42 条 職業衛生監督管理部門は、責任分担に従い、使用者の職業病予防管理措置の実施の監督と査察を強化し、その機能と権限を行使し、責任を負う。</p>
<p><b>第四章 职业病诊断与职业病病人保障</b></p>	<p><b>第 4 章 職業病診断及び職業病患者保護</b></p>
<p>第四十三条 医疗卫生机构承担职业病诊断，应当经省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门批准。省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门应当向社会公布本行政区域内承担职业病诊断的医疗卫生机构的名单。</p> <p>承担职业病诊断的医疗卫生机构应当具备下列条件：</p> <p>（一）持有《医疗机构执业许可证》；</p> <p>（二）具有与开展职业病诊断相适应的医疗卫生技术人员；</p> <p>（三）具有与开展职业病诊断相适应的仪器、设备；</p> <p>（四）具有健全的职业病诊断质量管理制度。</p> <p>承担职业病诊断的医疗卫生机构不得拒绝劳动者进行职业病诊断的要求。</p>	<p>第 43 条 職業病の診断を請け負う医療及び保健機関は、省、自治区又は中央政府直轄自治体の人民政府の保健管理部門により承認されるものとする。省、自治区又は中央政府直轄自治体の人民政府の保健行政部門は、その行政地域内で職業病の診断を行っている医療及び保健機関のリストを公表するものとする。</p> <p>職業病診断を受けている医療機関及び保健機関は、次の条件を満たすものとする。</p> <p>（1）「医療機関実務証明書」を保有すること。</p> <p>（2）職業病の診断に適した医療技術者及び健康技術者を有すること。</p> <p>（3）職業病の診断に適した器具及び装置を所有していること。</p> <p>（4）職業病診断のための健全な品質管理システムを持っていること。</p> <p>職業病の診断を行っている医療機関及び保健機関は、職業病の診断に対する労働者の要求を拒否してはならない。</p>
<p>第四十四条 劳动者可以在用人单位所在地、本人户籍所在地或者经常居住地依法承担职业病诊断的医疗卫生机构进行职业病诊断。</p>	<p>第 44 条 労働者は、使用者の所在地、使用者が登録されている場所又は永住地に応じて、職業病の診断を担当する医療機関で職業病の診断を受けることができる。</p>
<p>第四十五条 职业病诊断标准和职业病诊断、鉴定办法由国务院卫生行政部门制定。职业病伤残等级的鉴定办法由国务院劳动保障行政部门会同国务院卫生行政部门制定。</p>	<p>第 45 条 職業病の診断基準並びに職業病の診断及び同定方法は、國務院健康管理部局が策定する。職業病障害の程度を評価する方法は、國務院の労働安全管理部局と國務院の健康管理部局とが共同で策定する。</p>
<p>第四十六条 职业病诊断，应当综合分析下列因素：</p> <p>（一）病人的职业史；</p> <p>（二）职业病危害接触史和工作场所职业病危害因素情况；</p> <p>（三）临床表现以及辅助检查结果等。</p> <p>没有证据否定职业病危害因素与病人临床表现之间的必然联系的，应当诊断为职业病。</p> <p>职业病诊断证明书应当由参与诊断的取得职业病诊断资格的执业医师签署，并经承担</p>	<p>第 46 条 職業病診断は、次の要因を包括的に分析する必要がある。</p> <p>（1）患者の職歴。</p> <p>（2）職場における職業病の危険性及び職業病の危険性へのばく露の履歴。</p> <p>（3）臨床症状及び補助検査の結果。</p> <p>職業病の危険因子と患者の臨床症状との間の不可避の関係を否定する証拠がない場合は、職業病と診断されるべきである。</p> <p>職業病診断証明書は、診断に参加する職業病の診断資格を取得した開業医によって署名され、職</p>

<p>职业病诊断的医疗卫生机构审核盖章。</p>	<p>業病の診断を請け負う医療保健機関によって検査され、封印されるものとする。</p>
<p>第四十七条 用人单位应当如实提供职业病诊断、鉴定所需的劳动者职业史和职业病危害接触史、工作场所职业病危害因素检测结果等资料；安全生产监督管理部门应当监督检查和督促用人单位提供上述资料；劳动者和有关机构也应当提供与职业病诊断、鉴定有关的资料。</p> <p>职业病诊断、鉴定机构需要了解工作场所职业病危害因素情况时，可以对工作场所进行现场调查，也可以向安全生产监督管理部门提出，安全生产监督管理部门应当在十日内组织现场调查。用人单位不得拒绝、阻挠。</p>	<p>第 47 条 事業単位は、職業病の診断及び識別に必要な職業歴及び職業病の有害因子への接触歴並びに職場における職業病の有害因子の試験結果を誠実に提供し、安全生産監督管理部門は、使用者の監督及び検査を行う。上記の情報については、労働者及び関連機関はまた、職業病の診断及び特定に関連する情報を提供しなければならない。</p> <p>職業病診断評価機関が職場における職業病の危険因子を知る必要がある場合は、職場で現地調査を行うか、安全生産監督管理部門に 10 日以内に現地調査を依頼することができる。使用者は、拒否したり、妨害してはならない。</p>
<p>第四十八条 职业病诊断、鉴定过程中，用人单位不提供工作场所职业病危害因素检测结果等资料的，诊断、鉴定机构应当结合劳动者的临床表现、辅助检查结果和劳动者的职业史、职业病危害接触史，并参考劳动者的自述、安全生产监督管理部门提供的日常监督检查信息等，作出职业病诊断、鉴定结论。</p> <p>劳动者对用人单位提供的工作场所职业病危害因素检测结果等资料有异议，或者因劳动者的用人单位解散、破产，无用人单位提供上述资料的，诊断、鉴定机构应当提请安全生产监督管理部门进行调查，安全生产监督管理部门应当自接到申请之日起三十日内对存在异议的资料或者工作场所职业病危害因素情况作出判定；有关部门应当配合。</p>	<p>第 48 条 職業病の診断と評価の過程で、使用者が職場での職業病の危険性の試験結果等の情報を提供しない場合は、診断評価機関は労働者の臨床症状と補助検査の結果、労働者の職業歴と職業病を組み合わせなければならない。</p> <p>職業病の診断をし、特定の結論を下すために、危険な被ばくの歴史及び労働者の自己報告、安全生産監督管理部門によって提供される日々の監督及び検査情報等を参照する。</p> <p>労働者が使用者から提供された職場での職業上の危険の試験結果に関する情報に同意しない場合又は使用者が解散又は破産した場合は、診断審査機関はそれを安全生産監督管理部門に提出する。調査において、安全生産監督管理部門は、申請書の受領日から 30 日以内に、職場における反対意見のデータ又は職業病の危険因子について判断し、関連部門は協力しなければならない。</p>
<p>第四十九条 职业病诊断、鉴定过程中，在确认劳动者职业史、职业病危害接触史时，当事人对劳动关系、工种、工作岗位或者在岗时间有争议的，可以向当地的劳动人事争议仲裁委员会申请仲裁；接到申请的劳动人事争议仲裁委员会应当受理，并在三十日内作出裁决。</p> <p>当事人在仲裁过程中对自己提出的主张，有责任提供证据。劳动者无法提供由用人单位掌握管理的与仲裁主张有关的证据的，仲裁庭应当要求用人单位在指定期限内提供；用人单位在指定期限内不提供的，应当承担不利后果。</p> <p>劳动者对仲裁裁决不服的，可以依法向人民法院提起诉讼。</p> <p>用人单位对仲裁裁决不服的，可以在职业病诊断、鉴定程序结束之日起十五日内依法向人民法院提起诉讼；诉讼期间，劳动者的治疗费用按照职业病待遇规定的途径支付。</p>	<p>第 49 条 職業病の診断及び評価の過程で、労働者の雇用歴及び職業病の危険性が確認された場合に、当事者が労使関係、職種、職業又は勤務時間について紛争があるときは、現地の労使紛争仲裁委員会に申請することができる。仲裁の申請については、申請を受けた労使紛争仲裁委員会は、事件を受け入れ、30 日以内に裁定を下すものとする。仲裁プロセスの間に彼等自身の主張のために証拠を提供することは当事者の責任である。</p> <p>労働者が使用者の管理する仲裁請求に関連する証拠を提出できない場合は、仲裁委員会は、使用者に指定の期限内に提出するよう要求し、使用者が指定の期限内に提出しない場合は、不利な結果をもたらすものとする。</p> <p>労働者が仲裁判断に不満を抱いている場合は、彼は法律に従って人民法院に訴訟を起こすことができる。</p> <p>使用者が仲裁判断に不服がある場合は、職業病診断及び鑑定手続の終了後 15 日以内に人民法院に訴訟を起こすことができるが、訴訟中には、労働者の治療費は、職業病治療の規定に従って支</p>

	払われるものとする。
第五十条 用人单位和医疗卫生机构发现职业病病人或者疑似职业病病人时，应当及时向所在地卫生行政部门和安全生产监督管理部门报告。确诊为职业病的，用人单位还应当向所在地劳动保障行政部门报告。接到报告的部门应当依法作出处理。	第50条 使用者又は医療保健機関は、職業病患者又は職業病疑いのある患者を発見したときは、速やかに地方保健管理部門及び安全生産監督管理部門に報告しなければならない。診断が職業病と診断された場合は、使用者は地元の労働安全監督管理部門にも報告しなければならない。報告を受けた部門は法律に従ってそれを処理しなければならない。
第五十一条 县级以上地方人民政府卫生行政部门负责本行政区域内的职业病统计报告的管理工作，并按照规定上报。	第51条 県レベル以上の地方自治体の健康管理部門は、その管理地域内の職業病統計報告書の管理に責任を負い、規則に従って報告するものとする。
第五十二条 当事人对职业病诊断有异议的，可以向作出诊断的医疗卫生机构所在地地方人民政府卫生行政部门申请鉴定。 职业病诊断争议由设区的市级以上地方人民政府卫生行政部门根据当事人的申请，组织职业病诊断鉴定委员会进行鉴定。 当事人对设区的市级职业病诊断鉴定委员会的鉴定结论不服的，可以向省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门申请再鉴定。	第52条 当事者が職業病の診断に異議を唱えた場合は、その診断を下した医療保健機関が鑑定を申請することになっている地方自治体の保健管理部門に申請することができる。 職業病診断紛争は、当事者の申請に応じて、地方自治体の地区内の市区町村レベル以上の保健行政部門で組織され、審査のために職業病診断及び審査委員会が組織されるものとする。 当事者が地区内の自治体レベルの職業病診断・鑑定委員会の鑑定結果に不満を持っている場合は、再審査のために省、自治体又は中央政府直轄の自治体の保健管理部門に申請することができる。
第五十三条 职业病诊断鉴定委员会由相关专业的专家组成。 省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门应当设立相关的专家库，需要对职业病争议作出诊断鉴定时，由当事人或者当事人委托有关卫生行政部门从专家库中以随机抽取的方式确定参加诊断鉴定委员会的专家。 职业病诊断鉴定委员会应当按照国务院卫生行政部门颁布的职业病诊断标准和职业病诊断、鉴定办法进行职业病诊断鉴定，向当事人出具职业病诊断鉴定书。职业病诊断、鉴定费用由用人单位承担。	第53条 職業病診断評価委員会は、関連分野の専門家で構成する。省、自治区又は中央政府直轄の市の保健行政部門が関連専門家のデータベースを構築し、職業病紛争の診断及び査定が必要な場合には、当事者又は関係者は専門保健データベースから診断審査委員会への参加を無作為に決定する。 専門の 職業病診断審査委員会は、国務院健康管理部が公布した職業病の診断基準及び職業病の診断と識別方法に従って職業病の診断と識別を行い、当事者に職業病の診断証明書を発行する。職業病の診断と評価の費用は、使用者が負担するものとする。
第五十四条 职业病诊断鉴定委员会组成人员应当遵守职业道德，客观、公正地进行诊断鉴定，并承担相应的责任。职业病诊断鉴定委员会组成人员不得私下接触当事人，不得收受当事人的财物或者其他好处，与当事人有利害关系的，应当回避。 人民法院受理有关案件需要进行职业病鉴定时，应当从省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门依法设立的相关的专家库中选取参加鉴定的专家。	第54条 職業病診断鑑定委員会の委員は、職業倫理を遵守し、客観的かつ公正に診断及び鑑定を行い、対応する責任を負う。職業病診断審査委員会の委員は、当事者と直接連絡を取ったり、当事者の財産その他の利益を受諾したりしてはならない。 人民法院が関連する事件を受け入れ、職業病の鑑定を実施する必要があるときは、省、自治体、中央政府直轄の市の人民政府の保健行政部門によって設立された関連する専門家の集団の中から鑑定に参加する専門家を選ぶものとする。
第五十五条 医疗卫生机构发现疑似职业病病人时，应当告知劳动者本人并及时通知用人单位。 用人单位应当及时安排对疑似职业病病人进行诊断；在疑似职业病病人诊断或者医学观察期间，不得解除或者终止与其订立的劳动合同。	第55条 医療保健機関は、職業病が疑われる患者を発見した場合は、速やかに被雇用者及び使用者に知らせなければならない。 使用者は、職業病の疑いのある患者の診断を速やかに手配しなければならない；職業病の疑いのある患者の診断又は医学的観察の間、彼等との労働契約は解除し、又は終了してはならない。

疑似职业病病人在诊断、医学观察期间的费用，由用人单位承担。	診断及び医学的観察中の職業病の疑いがある患者の費用は、使用者が負担するものとする。
第五十六条 用人单位应当保障职业病病人依法享受国家规定的职业病待遇。 用人单位应当按照国家有关规定，安排职业病病人进行治疗、康复和定期检查。 用人单位对不适宜继续从事原工作的职业病病人，应当调离原岗位，并妥善安置。 用人单位对从事接触职业病危害的作业的劳动者，应当给予适当岗位津贴。	第56条 事業所は、職業病患者が法律に従って省が定める職業病治療を受けることを保証するものとする。使用者は、関連する省の規制に従って、職業病患者が治療、リハビリテーション及び定期検査を受けるよう手配するものとする。使用者は、元の仕事に従事し続け、それを適切に再定住させるのに適していない職業病患者から元の役職を取り除くものとする。使用者は、職業上の危険にさらされている業務に従事している労働者に適切な事後手当を与えなければならない。
第五十七条 职业病病人的诊疗、康复费用，伤残以及丧失劳动能力的职业病病人的社会保障，按照国家有关工伤保险的规定执行。	第57条 労働能力を喪失した職業病患者の医療費、リハビリ費用、障害者保障及び社会保障は、労働関連傷害保険に関する省の規定に従って行われる。
第五十八条 职业病病人除依法享有工伤保险外，依照有关民事法律，尚有获得赔偿的权利的，有权向用人单位提出赔偿要求。	第58条 法律に基づく労働災害保険に加えて、職業病患者は、関連する民法に従って、補償を受ける権利を持ち、使用者に補償を請求する権利を持つ。
第五十九条 劳动者被诊断患有职业病，但用人单位没有依法参加工伤保险的，其医疗和生活保障由该用人单位承担。	第59条 労働者が職業病と診断されたが、使用者が法律に従って労働災害保険に加入しなかった場合は、医療及び生活の安全は使用者が負担するものとする。
第六十条 职业病病人变动工作单位，其依法享有的待遇不变。 用人单位在发生分立、合并、解散、破产等情形时，应当对从事接触职业病危害的作业的劳动者进行健康检查，并按照国家有关规定妥善安置职业病病人。	第60条 職業病患者が作業単位を変更刷る際は、法律に従って処遇を変えてはならない。分離、合併、解散、破産等の場合には、使用者は職業病の危険に従事する労働者の健康診断を行い、関連する省の規制に従って職業病患者を適切に配置しなければならない。
第六十一条 用人单位已经不存在或者无法确认劳动关系的职业病病人，可以向地方人民政府民政部门申请医疗救助和生活等方面的救助。 地方各级人民政府应当根据本地区的实际情况，采取其他措施，使前款规定的职业病病人获得医疗救治。	第61条 使用者が存在しないか、又は労働関係を確認できない職業病患者は、地方自治体の民生部門に医療援助及び生活上の援助を申請することができる。 様々なレベルの地方自治体政府は、地域の実情に従って、前項に規定された医療患者が治療を受けることを可能にするために他の措置を講じなければならない。
<b>第五章 监督检查</b>	<b>第5章 監督と検査</b>
第六十二条 县级以上人民政府职业卫生监督管理部门依照职业病防治法律、法规、国家职业卫生标准和卫生要求，依据职责划分，对职业病防治工作进行监督检查。	第62条 県レベル以上の人民政府の労働衛生監督管理部門は、職業病予防管理法、規則、国内の労働衛生基準及び健康要件並びに職務区分に従って、労働災害防止及び管理業務を監督し、及び検査しなければならない。
第六十三条 安全生产监督管理部门履行监督检查职责时，有权采取下列措施：  (一) 进入被检查单位和职业病危害现场，了解情况，调查取证；  (二) 查阅或者复制与违反职业病防治法律、法规的行为有关的资料和采集样品；  (三) 责令违反职业病防治法律、法规的单位和個人停止违法行为。	第63条 安全生産監督管理部門は、監督検査の職務を遂行するに当たって、次の措置を講ずる権限を有する。 (1) 検査する事業単位の場所及び職業病の危険場所に立ち入り、状況を理解し、証拠を調査し、収集する。 (2) 職業病予防に関する法律や規制の違反に関連する資料の査察又はコピー及びサンプルの収集。 (3) 職業病予防に関する法令に違反する事業単位及び個人に違法行為を阻止するよう命令する



	こと。
<p>第六十四条 发生职业病危害事故或者有证据证明危害状态可能导致职业病危害事故发生时，安全生产监督管理部门可以采取下列临时控制措施：</p> <p>(一) 责令暂停导致职业病危害事故的作业；</p> <p>(二) 封存造成职业病危害事故或者可能导致职业病危害事故发生的材料和设备；</p> <p>(三) 组织控制职业病危害事故现场。</p> <p>在职业病危害事故或者危害状态得到有效控制后，安全生产监督管理部门应当及时解除控制措施。</p>	<p>第 64 条 職業病の事故が発生したとき又はその危険状態により職業病が発生するおそれがある証拠があるときは、安全生産管理監督部門は、次のような臨時管理措置を取ることができる。</p> <p>(1) 労働災害につながる操業の停止を命じること。</p> <p>(2) 職業病の危険又は職業病の危険につながる可能性のある事故の原因となるシーリング材及び装置。</p> <p>(3) 職業病の危険の現場を組織し、管理する。</p> <p>職業病危険事故又は危険状態が効果的に管理された後、安全生産監督管理部門は速やかに管理措置を解除しなければならない。</p>
<p>第六十五条 职业卫生监督执法人员依法执行职务时，应当出示监督执法证件。职业卫生监督执法人员应当忠于职守，秉公执法，严格遵守执法规范；涉及用人单位的秘密的，应当为其保密。</p>	<p>第 65 条 職業衛生監督法執行官は、法律に従って職務を執行するときは、監督及び執行の証明書を提示しなければならない。労働衛生監督及び法執行機関の職員は、その職務に専念し、法を公平に執行し、法執行規範を厳守し、使用者の秘密が含まれる場合は秘密を保持する。</p>
<p>第六十六条 职业卫生监督执法人员依法执行职务时，被检查单位应当接受检查并予以支持配合，不得拒绝和阻碍。</p>	<p>第 66 条 職業衛生監督官が法律に従って職務を遂行したときは、検査中の事業単位は検査を認容し、支援し、協力し、そして拒んだり、妨げたりしてはならない。</p>
<p>第六十七条 卫生行政部门、安全生产监督管理部门及其职业卫生监督执法人员履行职责时，不得有下列行为：</p> <p>(一) 对不符合法定条件的，发给建设项目有关证明文件、资质证明文件或者予以批准；</p> <p>(二) 对已经取得有关证明文件的，不履行监督检查职责；</p> <p>(三) 发现用人单位存在职业病危害的，可能造成职业病危害事故，不及时依法采取控制措施；</p> <p>(四) 其他违反本法的行为。</p>	<p>第 67 条 保健管理部門、安全生産管理監督部門及びその職業衛生監督部門及び法執行職員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 法定条件を満たしていない者に、建設プロジェクトの関連証明書及び資格証明書を発行するか、又は承認すること。</p> <p>(2) 関連する裏付け書類が入手されている場合に、監督及び検査の義務を果たさないこと。</p> <p>(3) 使用者が職業病の危険を発見した場合に、それが職業上の危険事故を引き起こす可能性があるのに、適時に抑制する対策を講じないこと。</p> <p>(4) その他この法律に違反する行為。</p>
<p>第六十八条 职业卫生监督执法人员应当依法经过资格认定。</p> <p>职业卫生监督管理部门应当加强队伍建设，提高职业卫生监督执法人员的政治、业务素质，依照本法和其他有关法律、法规的规定，建立、健全内部监督制度，对其工作人员执行法律、法规和遵守纪律的情况，进行监督检查。</p>	<p>第 68 条 職業衛生監督官及び法執行機関の職員は、法律に従った資格を有するものとする。労働衛生監督管理部門は、チームとしての連携を強化し、労働衛生監督及び法執行機関職員の政治的及び職業的資質を向上させ、本法及び他の関連法規の規定に従って内部監督システムを確立及び改善し、職員に法令を執行する。規律を守り、監督と検査を行う。</p>
<p><b>第六章 法律责任</b></p>	<p><b>第 6 章 法的責任</b></p>
<p>第六十九条 建设单位违反本法规定，有下列行为之一的，由安全生产监督管理部门和卫生行政部门依据职责分工给予警告，责令限期改正；逾期不改正的，处十万元以上五十万元以下的罚款；情节严重的，责令停止产生职业病危害的作业，或者提请有关人民政府按照国务院规定的权限责令停建、关闭：</p>	<p>第 69 条 建設単位がこの法律の規定に違反して次のいずれかの行為をしたときは、安全生産監督管理部門及び健康管理部門は、責任の区分に従って警告し、期限内に補正しなければ十万元以上五十万元以下の罰金を科する。状況が深刻な場合は、職業病の危険のある作業を停止するように命令されるか、関係する省の政府は、國務院が規定する権限に従って建設を中断し、又は閉鎖</p>

<p>(一) 未按照规定进行职业病危害预评价的；</p> <p>(二) 医疗机构可能产生放射性职业病危害的建设项目未按照规定提交放射性职业病危害预评价报告，或者放射性职业病危害预评价报告未经卫生行政部门审核同意，开工建设的；</p> <p>(三) 建设项目的职业病防护设施未按照规定与主体工程同时设计、同时施工、同时投入生产和使用的；</p> <p>(四) 建设项目的职业病防护设施设计不符合国家职业卫生标准和卫生要求，或者医疗机构放射性职业病危害严重的建设项目的防护设施设计未经卫生行政部门审查同意擅自施工的；</p> <p>(五) 未按照规定对职业病防护设施进行职业病危害控制效果评价的；</p> <p>(六) 建设项目竣工投入生产和使用前，职业病防护设施未按照规定验收合格的。</p>	<p>するよう命令するものとする。</p> <p>(1) 規則に従って職業病の危険性を事前評価しないこと。</p> <p>(2) 医療機関において放射性職業上の危険を引き起こす可能性のある建設プロジェクトは、規則に従って放射性職業上の危険に関する事前評価報告書を提出できない、又は建設に着手するために保健行政部門により承認されていない。</p> <p>(3) 建設プロジェクトの職業病予防施設は、本プロジェクトと同時に設計、建設、製造、使用されていない。</p> <p>(4) 建設プロジェクトの職業病予防施設の設計が国家の職業衛生基準及び健康要件を満たしていない、又は医療機関における重大な放射線職業上の危険を伴う建設プロジェクトの保護施設の設計が保健管理部門の承認なしに建設されている。</p> <p>(5) 規制に従って、職業病予防施設に対する職業病ハザード管理の影響を評価できない。</p> <p>(6) 建設プロジェクトが完成し、生産及び使用に供される前に、職業病予防施設が規制に従って認定されていない。</p>
<p>第七十条 违反本法规定，有下列行为之一的，由安全生产监督管理部门给予警告，责令限期改正；逾期不改正的，处十万元以下的罚款：</p> <p>(一) 工作场所职业病危害因素检测、评价结果没有存档、上报、公布的；</p> <p>(二) 未采取本法第二十条规定的职业病防治管理措施的；</p> <p>(三) 未按照规定公布有关职业病防治的规章制度、操作规程、职业病危害事故应急救援措施的；</p> <p>(四) 未按照规定组织劳动者进行职业卫生培训，或者未对劳动者个人职业病防护采取指导、督促措施的；</p> <p>(五) 国内首次使用或者首次进口与职业病危害有关的化学材料，未按照规定报送毒性鉴定资料以及经有关部门登记注册或者批准进口的文件的。</p>	<p>第 70 条 生産安全監督管理部門は、本法の規定に違反して次の行為のいずれかに違反した場合は、期限内に訂正を命じ、期限内に訂正をしない場合は 10 万元以下の罰金を科す。</p> <p>(1) 職場における職業病有害要因の検出と評価の結果は、記録され、報告され、又は発表されていない。</p> <p>(2) 本法第 20 条に規定する職業病予防及び管理措置の採択に失敗した。</p> <p>(3) 職業病事故に関する規則及び規程、作業手順、緊急救助措置を関係する規則に従って公表することができない。</p> <p>(4) 規則に従って労働者の健康訓練を実施するために労働者を編成することができないか、労働者の職業病の保護のための指導監督措置を講じない。</p> <p>(5) 国内で最初に使用された、又は初めて輸入された職業性疾病に関連する化学物質について、毒性査定資料及び関連部門の登録又は承認文書が提出されていない。</p>
<p>第七十一条 用人单位违反本法规定，有下列行为之一的，由安全生产监督管理部门责令限期改正，给予警告，可以并处五万元以上十万元以下的罚款：</p> <p>未按照规定及时、如实向安全生产监督管理部门申报产生职业病危害的项目的；</p> <p>(二) 未实施由专人负责的职业病危害因素日常监测，或者监测系统不能正常监测的；</p> <p>(三) 订立或者变更劳动合同时，未告知劳动者职业病危害真实情况的；</p>	<p>第 71 条 使用者がこの法律の規定に違反して次のいずれかの行為をしたときは、生産安全監督管理部門は、期限内に補正をし、警告をし、50,000 元以上 100,000 元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>(1) 職業病の危険を生み出すプロジェクトを生産安全監督管理部門にタイムリーかつ誠実に報告しないこと。</p> <p>(2) 特別な人員による職業上の危険の日常的な監視を怠るか、又は監視システムが適切に監視できない。</p> <p>(3) 労働契約を締結又は変更する際に、労働者に職業病の危険の実際の状況を知らせないこと。</p>

<p>(四) 未按照规定组织职业健康检查、建立职业健康监护档案或者未将检查结果书面告知劳动者的；</p> <p>(五) 未依照本法规定在劳动者离开用人单位时提供职业健康监护档案复印件的。</p>	<p>(4) 規則に従って労働衛生検査を整理しなかった、労働衛生監視ファイルを作成せず、又は検査結果を書面で労働者に知らせなかった。</p> <p>(5) 被雇用者が本法の規定に従って事業所を退職したときに労働衛生監視ファイルのコピーを提供しなかったこと。</p>
<p>第七十二条 用人单位违反本法规定，有下列行为之一的，由安全生产监督管理部门给予警告，责令限期改正，逾期不改正的，处五万元以上二十万元以下的罚款；情节严重的，责令停止产生职业病危害的作业，或者提请有关人民政府按照国务院规定的权限责令关闭：</p> <p>(一) 工作场所职业病危害因素的强度或者浓度超过国家职业卫生标准的；</p> <p>(二) 未提供职业病防护设施和个人使用的职业病防护用品，或者提供的职业病防护设施和个人使用的职业病防护用品不符合国家职业卫生标准和卫生要求的；</p> <p>(三) 对职业病防护设备、应急救援设施和个人使用的职业病防护用品未按照规定进行维护、检修、检测，或者不能保持正常运行、使用状态的；</p> <p>(四) 未按照规定对工作场所职业病危害因素进行检测、评价的；</p> <p>(五) 工作场所职业病危害因素经治理仍然达不到国家职业卫生标准和卫生要求时，未停止存在职业病危害因素的作业的；</p> <p>(六) 未按照规定安排职业病病人、疑似职业病病人进行诊治的；</p> <p>(七) 发生或者可能发生急性职业病危害事故时，未立即采取应急救援和控制措施或者未按照规定及时报告的；</p> <p>(八) 未按照规定在产生严重职业病危害的作业岗位醒目位置设置警示标识和中文警示说明的；</p> <p>(九) 拒绝职业卫生监督管理部门监督检查的；</p> <p>(十) 隐瞒、伪造、篡改、毁损职业健康监护档案、工作场所职业病危害因素检测评价结果等相关资料，或者拒不提供职业病诊断、鉴定所需资料的；</p> <p>(十一) 未按照规定承担职业病诊断、鉴定费用和职业病病人的医疗、生活保障费用的。</p>	<p>第 72 条 使用者がこの法律の規定に違反して次のいずれかの行為をしたときは、安全生産監督管理部門は、期限内に補正をしなければならぬと警告を発しなかなければならぬ。状況が深刻である場合は、職業病の危険の状況を中止するように命令されるか、又は関連する人民政府が国务院の定める権限に従って閉鎖するよう命令するものとする。</p> <p>(1) 職場における職業病の危険性の強度又は集中度が国の労働衛生基準を超えている。</p> <p>(2) 個人的な使用のための職業病防止施設及び職業的疾患保護製品を提供していないか、又は国内の労働衛生基準及び衛生要件を満たさない職業的疾患防止施設及び労働災害防止製品を個人的に使用すること。</p> <p>(3) 個人が使用する職業病予防装置、緊急救助施設及び職業病保護装置は、保守点検され、補修され、試験され、又は通常の操作若しくは使用において保守点検されていない。</p> <p>(4) 職場における職業病の危険性を規制に従って試験し、及び評価していない。</p> <p>(5) 職場の職業病の危険因子が依然として国内の職業衛生基準及び健康要件を満たさない場合において、職業病の危険がある作業が中止されない。</p> <p>(6) 規制に基づく職業病又は職業病が疑われる患者の診断と治療を怠っている。</p> <p>(7) 緊急の職業上の危険事故が発生した場合又は発生する可能性がある場合に、緊急救助及び管理措置が直ちに講じられなかったり、間に合わなかったりする状態である。</p> <p>(8) 職業上の重大な危険の原因となる職場の目立つ位置に警告サイン及び中国語の警告指示を設定しなかった。</p> <p>(9) 産業保健監督管理部門の監督及び検査を拒否する。</p> <p>(10) 職業健康監視ファイル、職場における職業病の危険性の評価及び評価の結果を隠蔽、偽造、改ざん若しくは破壊すること又は職業病の診断及び特定に必要な情報を提供することを拒否すること。</p> <p>(11) 職業病の診断及び評価の費用並びに職業病患者の医療及び生活保障費を負担しない。</p>
<p>第七十三条 向用人单位提供可能产生职业病危害的设备、材料，未按照规定提供中文说明书或者设置警示标识和中文警示说明的，由安全生产监督管理部门责令限期改正，给予警告，并处五万元以上二十万元以下的罚款。</p>	<p>第 73 条 労働者に職業病の危険をもたらす機器又は材料が中国語のマニュアルの規定に従って使用者に提供されていない場合又は警告のサイン及び中国語の警戒指示が設定されていない場合は、安全生産監督管理部門は、期限を限って是正を命令し、5 万元以上 20 万元以下の罰金を</p>

	警告しなければならない。
第七十四条 用人单位和医疗卫生机构未按照规定报告职业病、疑似职业病的，由有关主管部门依据职责分工责令限期改正，给予警告，可以并处一万元以下的罚款；弄虚作假的，并处二万元以上五万元以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，可以依法给予降级或者撤职的处分。	第74条 使用者又は医療保健機関が規則に従って職業病又は職業病の疑いを報告しなかった場合は、管轄部門は責任と職務の区分に従って、期限内に矯正を命じ、警告をし、罰金1万円以下の罰金を科すことができる。偽造された場合は、2万元以上5万円以下の罰金を科されるものとする。直接の責任者及びその他の直接の責任を負う者は、法律により格下げ又は解雇の罰を受けることができる。
第七十五条 违反本法规定，有下列情形之一的，由安全生产监督管理部门责令限期治理，并处五万元以上三十万元以下的罚款；情节严重的，责令停止产生职业病危害的作业，或者提请有关人民政府按照国务院规定的权限责令关闭： （一）隐瞒技术、工艺、设备、材料所产生的职业病危害而采用的； （二）隐瞒本单位职业卫生真实情况的； （三）可能发生急性职业损伤的有毒、有害工作场所、放射工作场所或者放射性同位素的运输、贮存不符合本法第二十五条规定的； （四）使用国家明令禁止使用的可能产生职业病危害的设备或者材料的； （五）将产生职业病危害的作业转移给没有职业病防护条件的单位和个人，或者没有职业病防护条件的单位和个人接受产生职业病危害的作业的； （六）擅自拆除、停止使用职业病防护设备或者应急救援设施的； （七）安排未经职业健康检查的劳动者、有职业禁忌的劳动者、未成年工或者孕期、哺乳期女职工从事接触职业病危害的作业或者禁忌作业的； （八）违章指挥和强令劳动者进行没有职业病防护措施的作业的。	第75条 この法律の規定に違反した場合は、安全生産監督管理部門は、期限内にこれを是正させ、五万元以上三十万元以下の罰金を科すものとし、状況が重いときは職業病の危険を停止するよう命じ、又は関係の人民政府は、國務院が規定する権限に従って閉鎖を命じなければならない。 （1）技術、プロセス、機器及び材料から生じる隠れた職業病の危険を使用する。 （2）事業単位の労働衛生の実態を隠すこと。 （3）職業上の重大な傷害を引き起こすおそれのある有毒若しくは有害な職場、放射線職場又は放射性同位元素の輸送若しくは保管が、本法第25条の規定に従わない。 （4）国によって禁止され、職業病の危険をもたらす可能性のある機器又は材料を使用すること。 （5）職業病の危険がある作業を職業病予防条件のない事業単位に移管する。  （6）職業病予防装置又は緊急救助施設の使用の許可されていない除去又は停止。 （7）職業健康診断を受けていない労働者、職業禁忌を持っている労働者、未成年労働者又は妊娠中若しくは授乳中の女性労働者に職業病の危険又は禁断の労働に従事するように手配する。  （8）職業病予防措置を講ぜずに業務を遂行するよう規則に違反して、労働者に指示する。
第七十六条 生产、经营或者进口国家明令禁止使用的可能产生职业病危害的设备或者材料的，依照有关法律、行政法规的规定给予处罚。	第76条 職業病の危険をもたらす可能性のある、国家による使用が禁止される可能性のある機器又は材料を製造し、操作し、又は輸入する者は、関連する法律及び行政規則の規定に従って処罰されるものとする。
第七十七条 用人单位违反本法规定，已经对劳动者生命健康造成严重损害的，由安全生产监督管理部门责令停止产生职业病危害的作业，或者提请有关人民政府按照国务院规定的权限责令关闭，并处十万元以上五十万元以下的罚款。	第77条 使用者がこの法律の規定に違反して労働者の生命及び健康に重大な損害を与えた場合は、労働安全衛生監督管理部門は、職業病の危険のある操業を停止するよう命じ、又は関連する人民政府は、國務院の規定する権限によって、閉鎖を命じる。そして、10万元以上50万円以下の罰金が科せられる。
第七十八条 用人单位违反本法规定，造成重大职业病危害事故或者其他严重后果，构成犯罪的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法追究刑事责任。	第78条 使用者がこの法律の規定に違反して重大な職業病の危険その他の重大な事由を犯したときは、直接責任者その他直接の責任を負う者は法律に従って刑事責任の捜査を受けなければならない。
第七十九条 未取得职业卫生技术服务资质认可擅自从事职业卫生技术服务的，或者医	第79条 産業保健技術サービス資格の承認を得ずに産業保健技術サービスを受けられなかった

<p>疗卫生机构未经批准擅自从事职业病诊断的，由安全生产监督管理部门和卫生行政部门依据职责分工责令立即停止违法行为，没收违法所得；违法所得五千元以上的，并处违法所得二倍以上十倍以下的罚款；没有违法所得或者违法所得不足五千元的，并处五千元以上五万元以下的罚款；情节严重的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法给予降级、撤职或者开除的处分。</p>	<p>場合又は医療保健機関が承認を得ずに職業病診断に従事した場合は、職務区分により安全生産監督管理部門及び保健管理部門は直ちにその業務を停止する。違法収入が 5000 元以上で、違法収入が 2 倍以上 10 倍以下の場合は、状況が深刻なときは、直接責任者及びその他の直接責任者に、法律に従って、格下げ、解雇又は追放の罰を科すものとする。</p>
<p>第八十条 从事职业卫生技术服务的机构和承担职业病诊断的医疗卫生机构违反本法规定，有下列行为之一的，由安全生产监督管理部门和卫生行政部门依据职责分工责令立即停止违法行为，给予警告，没收违法所得；违法所得五千元以上的，并处违法所得二倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得或者违法所得不足五千元的，并处五千元以上二万元以下的罚款；情节严重的，由原认可或者批准机关取消其相应的资格；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法给予降级、撤职或者开除的处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任：</p> <p>(一) 超出资质认可或者批准范围从事职业卫生技术服务或者职业健康检查、职业病诊断的；</p> <p>(二) 不按照本法规定履行法定职责的；</p> <p>(三) 出具虚假证明文件的。</p>	<p>第 80 条 産業保健技術サービスを行う機関又は職業病の診断を行う医療保健機関がこの法律の規定に違反して次のいずれかの行為をした場合は、安全生産監督管理部門及び保健管理部門は、職務区分により直ちに違法行為を停止させなければならない。違法収入が 5000 元を超える場合は、警告を出し、違法収入を没収し、違法収入の 2 倍以上 5 倍未満の罰金を科し、違法収入がない場合又は違法収入が 5000 元未満である場合は、金額は 5000 元未満及び 20,000 元未満の罰金を科す。状況が深刻な場合は、その認定機関又は承認機関が対応する資格を取り消し、直接責任を負う監督者及びその他の直接責任を負う者は、法律に従って格下げ、解任又は追放の懲戒処分を受ける。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任が追求される。</p> <p>(1) 資格認定又は認定の範囲を超えて、職業健康技術サービス又は職業健康診断若しくは職業病診断に従事していること。</p> <p>(2) この法律の規定に従って法定義務を履行しないこと。</p> <p>(3) 虚偽の証明書類を作成すること。</p>
<p>第八十一条 职业病诊断鉴定委员会组成人员收受职业病诊断争议当事人的财物或者其他好处的，给予警告，没收收受的财物，可以并处三千元以上五万元以下的罚款，取消其担任职业病诊断鉴定委员会组成人员的资格，并从省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门设立的专家库中予以除名。</p>	<p>第 81 条 職業病診断鑑定委員会の委員が職業病の診断に係る当事者の財産その他の利益を受容した場合は、警告をし、財産を押収し、職業病の診断を取り消すために 3,000 元以上 50,000 元以下の罰金を科すことができる。鑑定委員会の委員の資格は、省の人民政府の保健管理部門、中央政府の直下にある自治体によって確立された専門家データベースから削除されなければならない。</p>
<p>第八十二条 卫生行政部门、安全生产监督管理部门不按照规定报告职业病和职业病危害事故的，由上一级行政部门责令改正，通报批评，给予警告；虚报、瞒报的，对单位负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予降级、撤职或者开除的处分。</p>	<p>第 82 条 健康管理部門又は生産安全監督管理部門が規定に従って職業病及び職業病の危険事故の届出をしなかったときは、一級上のレベルの行政部門が是正、批判の通知、警告の指示をすること。直属の上司及びその他の直属の責任者には、格下げ、解任又は退任の懲戒処分が与えられるものとする。</p>
<p>第八十三条 县级以上地方人民政府在职业病防治工作中未依照本法履行职责，本行政区域出现重大职业病危害事故、造成严重社会影响的，依法对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予记大过直至开除的处分。</p> <p>县级以上人民政府职业卫生监督管理部门不履行本法规定的职责，滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊，依法对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予记大过或者降级</p>	<p>第 83 条：県レベル以上の地方自治体は、職業病の予防及び治療において、この法律による職務の遂行に失敗し、重大な職業病の危険があり、重大な社会的影響をもたらす場合は、直接責任者及びその他の直接責任者が法に従って直接責任を負い、退任よりも大きい罰を与える。</p> <p>県レベル以上の人民政府の労働衛生監督管理部門は、この法律に規定されている義務を遂行できず、その権限を濫用し、個人的な利益のために不正行為を行い、事故又はその他の重大な結果が</p>

的处分；造成职业病危害事故或者其他严重后果的，依法给予撤职或者开除的处分。	生じた場合は、法律に従って、直接の責任を負う者又はその他の直接の責任を負う者に懲戒処分を与える。法律に従って解雇又は退任が与えられるものとする。
第八十四条 违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。	第 84 条 この法律の規定に違反して犯罪を構成することとなった者は、法の定めに従って刑事責任が問われなければならない。
第七章 附 则	第 7 章 附則
第八十五条 本法下列用语的含义： 职业病危害，是指对从事职业活动的劳动者可能导致职业病的各种危害。职业病危害因素包括：职业活动中存在的各种有害的化学、物理、生物因素以及在作业过程中产生的其他职业有害因素。  职业禁忌，是指劳动者从事特定职业或者接触特定职业病危害因素时，比一般职业人群更易于遭受职业病危害和罹患职业病或者可能导致原有自身疾病病情加重，或者在从事作业过程中诱发可能导致对他人生命健康构成危险的疾病的个人特殊生理或者病理状态。	第 85 条 この法律における次の用語の意味； 職業病の危険性とは、職業活動に従事する労働者に職業病を引き起こす可能性があるさまざまな危険性を指す。職業上の危険には、さまざまな有害な化学的、物理的、生物学的要因及び職業活動中に発生するその他の職業上の有害要因が含まれる。  職業禁忌とは、特定の職業や特定の職業上の危険にさらされている場合に、職業病の危険や職業病に罹患する可能性が高い労働者を指す。その者の生命又は健康が危険な疾患を構成する特別な生理学的又は病理学的状態。
第八十六条本法第二条规定的用人单位以外的单位，产生职业病危害的，其职业病防治活动可以参照本法执行。 劳务派遣用工单位应当履行本法规定的用人单位的义务。 中国人民解放军参照执行本法的办法，由国务院、中央军事委员会制定。	第 86 条 この法律の第 2 条に規定する使用者以外の事業単位が職業病の危険を有する場合は、その職業病の予防及び管理活動は、この法律を参考にして実施することができる。 派遣労働単位は、この法律に規定されているとおり、使用者の義務を果たすものとする。 人民解放軍は、この法律の実施に照らして国務院と中央軍事委員会によって制定される。
第八十七条 对医疗机构放射性职业病危害控制的监督管理，由卫生行政部门依照本法的规定实施。	第 87 条 医療機関における放射線による職業上の危険の管理の監督及び管理は、この法律の規定に従って保健管理部門が行う。
第八十八条 本法自 2002 年 5 月 1 日起施行。	第 88 条 この法律は、2002 年 5 月 1 日から施行する。

## VI-2 中華人民共和国の労働法及び労働契約法について

これらについては、それぞれ、適切なウェブサイトから入手できた英語版として、中華人民共和国の労働法については次のVI-2-1として、また、中華人民共和国の労働契約法については次のVI-2-2として、それぞれ、紹介する（これらの二つの法律についての日本語仮訳は現時点では作成しなかった。これらについては、別添の第6部資料1及び2として収載しておいた。）。

さらに、具体的な労働安全衛生基準としては、中央労働災害防止協会が、2016年2月24日（水）に、中国（北京市）において日本国政府（厚生労働省）及び中国政府（当時の国家安全生産監督管理総局）との共催で、在中国日本国大使館のご協力の下で、日中両国の安全衛生に関する問題について開催した「日中安全衛生シンポジウム」（これらの内容に関しては、既に「日中安全衛生シンポジウムの開催結果」（<http://www.jisha.or.jp/international/exchange/report06/symposium20160224.html>）として、当国際センターのウェブサイトで公開されている。）の中で発表された資料のうち関連するいくつかの資料を引用することが適切であるとの資料の作成者は判断したので、VI-3としての参考資料として、関連するファイルを添付してある。

### VI-2-1 中華人民共和国の労働法について

この法律は、中華人民共和国の労働法（第8次人民代表大会における常務委員会の第8回会議で1994年7月5日に採択され、中華人民共和国国家主席が、命令第28号として公布した法律であり、1995年1月1日から施行されている。この英文テキストは、中華人民共和国国務院の次の英語版ウェブサイトからダウンロードできるので、その英文テキストを別添のとおり第VI部参考資料1として、添付してある。

## LAWS REGULATIONS

[http://english.gov.cn/archive/laws\\_regulations/2014/08/23/content\\_281474983042473.htm](http://english.gov.cn/archive/laws_regulations/2014/08/23/content_281474983042473.htm)

### VI-2-2 中華人民共和国の労働契約法について

この法律は、中華人民共和国の労働契約法（第10次人民代表大会における常務委員会の第28回会議で2007年6月29日に採択され、中華人民共和国国家主席が、命令第65号として公布した法律であり、2008年1月1日から施行されている。この英文テキストは、中華人民共和国国務院の次の英語版ウェブサイトからダウンロードできるので、その英文テキストを別添のとおり第VI部参考資料2として、添付してある。

## LAWS REGULATIONS

[http://english.gov.cn/archive/laws\\_regulations/2014/08/23/content\\_281474983042501.htm](http://english.gov.cn/archive/laws_regulations/2014/08/23/content_281474983042501.htm)

### VI-3 具体的な労働安全衛生基準について

これらに関しては、その全貌をこの資料で紹介することは困難であるので、ここでは、中央労働災害防止協会が、2016年2月24日（水）に、中国（北京市）において日本国政府（厚生労働省）及び中国政府（国家安全生産監督管理総局）との共催で、在中国日本国大使館のご協力の下で、日中両国の安全衛生に関する問題について開催した「日中安全衛生シンポジウム」（これらの内容に関しては、既に「日中安全衛生シンポジウムの開催結果」（<http://www.jisha.or.jp/international/exchange/report06/symposium20160224.html>）として、当国際センターのウェブサイトで公開されている。）の中で発表された資料のうち関連するいくつかの資料を引用することが適切であるとの資料の作成者は判断したので、**VI-3**としての参考資料として、次に掲げる関連するファイルを添付してある。

また、これらのほか、上記VIの2で紹介したとおり、安全生産法（原文では「中華人民共和国安全生産法」）及び職業病防治法（原文では「中華人民共和国職業病防治法」）について、中国語原文を別途収載している。

以上の別途収載した参考資料の1～11までは、次の表のとおりである。

資料番号	資料の標題	備考
1	<a href="#">中華人民共和国の労働法について</a> (PDF 124KB)	英語版テキスト
2	<a href="#">中華人民共和国の労働契約法について</a> (PDF 138KB)	英語版テキスト
3	<a href="#">中国の職業病防止主体责任の要件</a> (PDF 235KB)	▶ <a href="#">第2回日中安全衛生シンポジウム</a>
4	<a href="#">中国の職業衛生サービス機関</a> (PDF 1,251KB)	▶ <a href="#">第2回日中安全衛生シンポジウム</a>
5	<a href="#">中国の職業病防止管理体制</a> (PDF 933KB)	▶ <a href="#">第2回日中安全衛生シンポジウム</a>
6	<a href="#">中国職業衛生法律・法規・規格</a> (PDF 739KB)	▶ <a href="#">第3回日中安全衛生シンポジウム</a>

7	<a href="#">危険有害な化学物質の安全管理に関する規則</a> (PDF 532KB)	英語版テキスト
8	<a href="#">中華人民共和国安全生産法</a> (原文では(中華人民共和国安全生産法)) (PDF 360KB)	中国語版テキスト
9	<a href="#">中華人民共和国職業病の予防と治療に関する法律</a> (PDF 260KB) (原文では中華人民共和国職業病防治法) の中国語版テキスト	中国語版テキスト
10	<a href="#">中国の安全生産に関する法令整備の最新状況</a> (PDF 898KB)	▶ <a href="#">第5回日中安全衛生シンポジウム</a>
11	<a href="#">中国の現行の安全生産監督管理体制</a> (PDF 3,395KB)	▶ <a href="#">第5回日中安全衛生シンポジウム</a>

(参考) [中国についての安全衛生情報\(分野別\)](#) の安全衛生法令も必要に応じご参照ください。